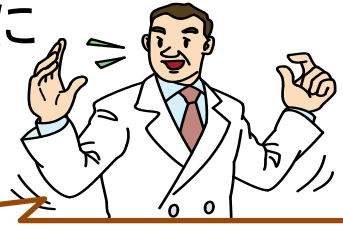


# 次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしませんか。



登記のとおり、私が所有者です！

## 相続登記をしないと発生する様々な問題



売却して現金化したいが売買による所有権移転登記ができない

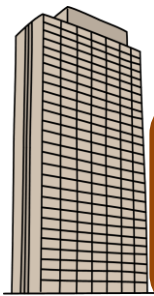
用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった



空き家の所有者との交渉ができない

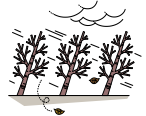
早いこと  
相続登記を  
しておけば  
こんな事には  
ならず  
金を費やし  
時を費やし  
ならず  
にすんだ

第2次相続、第3次相続が発生して連絡がとれない法定相続人がいる

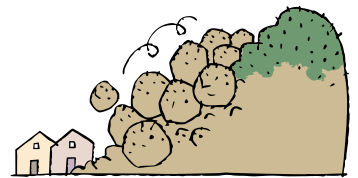


再開発計画地の地権者との交渉が進まない

連絡がとれず森林が荒廃



災害復旧のための工事をしたいが所有者と連絡がとれない



相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

(日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。)

法務省ホームページ「申請書の様式」

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category\\_00001.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00001.html)

福島地方法務局ホームページ「登記相談の予約制について」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>

国民の権利と財産を守る

法務局

Legal Affairs Bureau

# 土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、 不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

法務局がすること

## 土地や建物の名義を確認

登記情報提供制度 検索

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

住所 ○○市○○区○○番地  
死亡 平成25年2月1日  
(被相続人)  
法務太郎

住所 ○○市○○区○○番地  
出生 昭和45年6月7日  
(相続人)  
法務一太郎

住所 ○○市○○区○○番地  
出生 平成25年5月1日  
(相続人)  
法務花子

## 戸籍をたどって法定相続人を確認

## 適式な遺言がない場合は誰がどの遺産を相続するかなどを決めて書類を作成

遺言分給協議書

遺言の目的 所有権移転 (注1)  
被相続人 (被相続人 法務太郎) (注2)  
相続人 (相続人 法務一太郎) (注3)  
(相続人 法務花子) (注4)

登記の目的 所有権移転 (注1)  
住所 ○○市○○区○○番地 (注2)  
死亡 平成25年2月1日 (注3)  
被相続人 (被相続人 法務太郎) (注4)  
(相続人 法務一太郎) (注5)  
(相続人 法務花子) (注6)

## 登記に必要な添付書類を集める

## 登記申請書を作り添付書類を整える

## 登録免許税を納める

## 登記申請書類を管轄の法務局に提出する

## 登記申請書の受付

書類を審査して必要に応じて補正を促す  
(補正できない場合は取下げ又は却下決定)

## 登記官が登記を実行する

登記識別情報通知書等を作成する

## 登記完了証・登記識別情報通知書を受領する

必要に応じて登記事項証明書を取得する

福島地方法務局・福島県司法書士会・福島県土地家屋調査士会

福島地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>

未来につなぐ相続登記

検索

福島県司法書士会

総合相談センター 相談予約

フリーダイヤル0120-81-5539